

◎ アフリカ豚熱に関する特例等

【法令名】

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和2年2月5日 本紙第184号 4ページ
【法令番号】	令和2年2月5日 法律第2号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	公布の日〔令和2年2月5日〕から施行 ※2の(二)の(3)は、公布の日から起算して20日を経過した日〔令和2年2月25日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更 「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとした。 (第2条第1項等関係)</p> <p>2 アフリカ豚熱に関する特例</p> <p>(一) アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するための予防的殺処分（原始附則第5条第1項及び第2項関係）</p> <p>(1) 農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合であって、当該動物から家畜に伝染することにより家畜においてアフリカ豚熱がまん延するおそれがあるときを含む。）において、第3章の規定並びに(二)の(1)及び(2)により講じられる措置のみによってはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）以外の家畜であってもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域及び当該地域において殺す必要がある家畜を指定することができるものとする事とした。</p> <p>(2) 家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合における(1)の指定は、当該動物がいた場所又はその死体があった場所の周辺における当該動物の生息の状況、当該動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の状況、これらの場所の周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況その他の事情を考慮して定めるものとする事とともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行うものとする事とした。</p> <p>(二) 家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	<p style="text-align: right;">(原始附則第 5 条第 3 項及び第 6 条～第 10 条関係)</p> <p>(1) 家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限及び遮断その他の家畜伝染病のまん延の防止のための措置について、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても講ずることができるようにすることとした。</p> <p>(2) 飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令について、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を防止するため必要がある場合においても行うことができるようにすることとした。</p> <p>(3) (1)の通行の制限若しくは遮断又は(2)の命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処することとした。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 経過措置等</p> <p>(一) 所要の経過措置を設けることとした。(改正法附則第 2 条及び第 3 条関係)</p> <p>(二) その他所要の規定の整理を行うこととした。</p>
【改正される法令】	・家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号） ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）